

## 国際日本文化研究センター所長候補者選考委員会規則

(平成31年3月15日決定)

### (趣旨)

第1条 この規則は、国際日本文化研究センター運営会議規則第6条第2項に基づき、国際日本文化研究センター運営会議（以下「運営会議」という。）に置かれる所長候補者選考委員会（以下「委員会」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

### (組織)

第2条 委員会の委員は、運営会議議長が指名する。

2 前項の指名に当たっては、5名を超えてはならない。

### (任務)

第3条 委員会の任務は、次の各号に掲げる事項について審議する。

- (1) 推薦候補者名簿の作成に関する事。
- (2) その他所長選考に必要な予備的事項に関する事。

### (委員長)

第4条 委員会に委員長を置く。

- 2 前項の委員長は委員の互選により選出する。
- 3 委員長は委員会の会務を掌理する。
- 4 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長の指名する者が、その職務を行う。

### (議事)

第5条 委員会は、委員の過半数の出席がなければ、議事を開き、議決することができない。

- 2 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

### (庶務)

第6条 委員会の庶務は、総務課において処理する。

### (雑則)

第7条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は運営会議の議を経て委員会が定める。

## 附 則

この規則は、平成31年3月15日から施行する。